

# 一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会 規則

(会員、入会・会費、役員、委員会、事務局などに関する規則)

## 第1章 目的

第1条 この規則は、定款に定めた諸事項について、適正にかつ効果的に運営することを目的として定める。

## 第2章 会員の種別、入会基準、及び会費等

(入会)

第2条 本学会に入会を希望する者は、第3条から第7条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、当該年度分の会費を納入し、理事会の承認を受けなければならない。

(正会員)

第3条 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。

(名誉会員)

第4条 当法人の進歩発展のために特に功労があった者で、社員の書面による推薦によって選出され、理事会の議を経て、社員総会で承認された者をいう。

(賛助会員)

第5条 賛助会員は、本会の目的事業を賛助する団体とする。

(学生会員)

第6条 学生会員は、この法人の目的に賛同して入会した学生とする。なお、毎年学生証のコピーを当法人事務局に提出をすること。

2. 対象は、学部生および大学院生である者とする。なお、社会人大学院生や研究生などは除外する。

(年会費の額と会誌の閲覧等)

第7条 正会員の年会費は10,000円とし、学会誌をインターネット上で閲覧・印刷する権利を有する。

2. 名誉会員は年会費を要せず、学会誌をインターネット上で閲覧・印刷する権利を有する。

3. 賛助会員の年会費は1口100,000円とする。なお、学会誌のインターネット上での閲覧・印刷は、賛助会員申し込み責任者が、その権利を有する。

4. 賛助会員は、自組織の職員を4名まで、当該年度の学術総会に、無料で参加させることができる。

5. 学生会員の年会費は5,000円とし、学会誌をインターネット上で閲覧・印刷する権利を有する。

(年会費の納付の扱い)

第8条 賛助会員を除く会員が納める会費は、毎年4月から翌年3月の年額前納を原則とする。

2. 賛助会員は、その年度の会費を、毎年5月末までに支払うものとする。

3. 会費の滞納が1年以上に及ぶときは、学会誌をインターネットで閲覧する権利を喪失する。喪失したインターネット閲覧の権利は会費を完納した場合に、閲覧・印刷が可能になる。

### 第3章 役員

(理事長の職務)

第9条 理事長は、代表理事として、この法人を代表し、その業務を執行する。

（副理事長の職務及び分掌）

第10条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

2. 副理事長の分掌事項は次により、具体的な業務内容は理事会において定める。

（1）教育、研究に関する事項

（2）総務、事務局に関する事項

（理事の職務及び分掌）

第11条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務を分掌する。理事の分掌事項は原則として次により、具体的な業務内容は理事会において定める。

（1）総務：社員総会・理事会に関する事項、定款・規則・規程などの改廃に関する事項、事業計画及び事業報告の集約、会員の入退会に関する事項、歴代理事長・名誉会員などに関する事項、役員選出に関する事項、知的財産権に関する事項、個人情報保護に関する事項、倫理規定に関する事項、事務局の人事、その他の分掌に属さない事項。収支予算及び決算、財産の管理・処分、出納及び会計管理、本会に対する寄付行為に関する事項、その他会計に関する事項。

（2）教育：学会の事業として医療バランスト・スコアカードの普及、浸透の支援等に関する事項。

（3）研究：学会活性化のための研究課題領域の調査・検討に関する事項、研究課題領域に即した委員会の運営に関する事項。

（4）広報：会員間の情報共有・情報創成、及び会員外への情報発信における事項

(5) 学会誌： 学会誌に関する事項。

(6) 学術総会（全国大会）：学術総会等事業に関する事項、並びに協賛・後援に関する事項

(監事の職務)

第12条 監事は、定款に定める職務を行う。

#### 第4章 委員会

(委員会等の設置・廃止)

第13条 委員会の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

(委員会の組織)

第14条 委員会は会員をもって組織する。ただし、必要な場合には、会員外の専門家を委員に加えることができる。

2. 委員長は理事長の指名によって選出され、委員長は、委員会を統括する。

3. 委員会の委員は、委員長によって選出される。

(委員会の構成)

第15条 委員会は常置委員会と時限委員会で構成する。

2. 常置委員会は学会活動の基盤を成する教育委員会、試験委員会、研究委員会、雑誌編集委員会、広報委員会を置く。

3. 委員会の委員長は、原則として理事がそれに当たる。

4. 時限委員会は1年または2年で短期的、かつ緊急に必要な事項を解決するために設置され、その委員長は原則として理事が当たる。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の計画)

第17条 委員会は、2月の指定された時期までに、翌年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出しなければならない。

(委員会の報告)

第18条 委員会等は、4月の指定された時期までに、昨年度の実業概要報告と決算報告を、また委嘱事項が終了した場合には、その経過及び成案に関する報告を理事会に提出しなければならない。

(委員会の運営規程)

第19条 委員会を設ける場合には、次の事項を含む規程類を理事会に提案し、承認を得なければならない。(1) 目的、事業内容 (2) 名称、組織、構成 (3) 存置期間 (4) 委員の呼称、選定方法、任期 (5) 運営方法

(委員会報告の対外発表)

第20条 委員会等としての意見を、本学会の公的意見として、外部に発表する場合には、理事会の承認を経なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局の組織)

第21条 事務局は会員をもって組織する。

2. 事務局長は理事長の指名によって選出され、事務局長は、事務局を統括する。

3. 事務局員は、事務局長によって選出される。

(事務局の構成)

第22条 事務局は常置とする。

2. 事務局長は、原則として社員あるいは理事がそれに当たる。

(委員の任期)

第23条 事務局員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局の計画)

第24条 事務局は、2月の指定された時期までに、翌年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出しなければならない。

(事務局の報告)

第25条 事務局は、4月の指定された時期までに、昨年度の活動概要報告と決算報告を、また委託業務に関しては、その経過及び成果に関する報告を理事会に提出しなければならない。

(事務局の運営規程)

第26条 事務局運営規則を別途定める。

2. 会員で構成される事務局とは別に、学会事務代行機関を置くことができる。

3. 本学会の入退会、会費請求および督促、理事会および社員総会の準備、会員からの問い合わせ、研修委員会および試験委員会管轄の各種事業の受付等を業務委託することができる。

4. 委託業務内容は別途定める。

5. 委託業務内容は、理事長が決済し、理事会の承認を得る。

6. 委託業者選定にあたり、理事長が提案し、理事会、社員総会の承認を得ることで、成立する。

## 第6章 雑則

### (会議の議事録)

第27条 社員総会の議事録は、法令及び定款の定めるところにより作成し、議長（理事長）及び出席した副理事長が記名押印し、法令の定めるところにより保管する。

2. 理事会の議事録は、法令及び定款の定めにより作成し、出席した理事長、副理事長及び出席した監事が記名押印（または署名）し、法令の定めるところにより保管する。

3. 委員会の議事録は、開催日時、場所、出席委員の氏名、及び議事の経過要領とその結果を記録し、最低5年保管する。

### (会計帳簿、書類)

第28条 会計帳簿及び証拠書類は、法令及び定款のほか別に定める会計規程により、これを作成・保管しなければならない。

### (規程の制定と改廃)

第29条 この規則で別に定めるもののほか、この規則の施行に必要な規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て定める。

## 附 則

1. 本規則は令和元年4月1日から施行する。

2. 改定：令和5年6月27日（第6条・学生会員）
3. 改定：令和5年6月27日（第7条・年会費の額と会誌の閲覧等）